

やっぱりこの組織は民間だというふうに思います。民間なんです。だから職務専念義務の免除をしたりなんかしなければいけないんです。公的な仕事をしているから限りなく公務員の職場に近いというふうに言っていますが、そうではないんです。公務員の職場はそれぞれの法律に基づいてやっているわけで、法律に基づかない、何にも基づかない民間の組織がやっているところにやっぱり問題があるわけで、だから株式会社もあるし、任意団体に組織しているもの、指定管理制度もあるしと、選択肢はいろいろあるわけだから、それをやっぱり来年の4月を待つ必要は私は全くないというふうに思うんです。

もう一つ、右側の列の方にお聞きいたしますが、事務管理公社の職員が、公民館の主事が今地区公民館に2人ぐらいいますね。その仕事の指示を寺島中央公民館長が主事の方たちに指示を出すんだと思います。館長さんは特別職です。館長さんと主事の関係というのはどういうふうになりますでしょうか。職安法的に言うと、こういうことですね。事務管理公社の職員を事務管理公社の理事である寺島中央公民館長が仕事の指示をする、これは正解です。ほかからはできますか。

小関勝助委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 公民館長につきましては、教育委員会の方で社会教育法に基づいて任命はしてございます。

(「別の仕事を公民館長が出せますか」の声あり)

寺島吉昭中央公民館長 公民館長につきましては、運営協議会の会長という立場もありますし、教育委員会の方で館長ということで任命しておりますので、事業の実施等については公民館主事と一緒に連携をとりながら事業を実施しておるとというのが現状でございます。

小関勝助委員長 次に、順位2番、議席番号16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 私は、一般会計補正予算の2款1項1目一般管理費の事務管理公社運営費補助金、その内容として長井市事務管理公社の消費税課税問題について質問をいたします。

なお、私は6月9日の一般質問に体調を崩しまして、欠席させていただきましたので、この質問の中身がダブるかもしれませんが、どうか答弁の方をよろしくお願いを申し上げます。

初めに、税務課長にお尋ねいたします。

ことし1月、長井税務署から税務課長あてに公益法人等の把握状況と業務委託関係の調査依頼があったということですが、それは税務署の方が直接見られての依頼であったのか、それとも文書による依頼であったのか、ご答弁をお願いいたします。

小関勝助委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 お答えいたします。平成17年1月24日でございますが、長井地区の税務協議会という会議がございました。その中で消費税法の改正に伴いまして、1,000万円以上の売り上げが課税客体になりますので、それらに関しまして該当する団体について調査をしたいということで依頼がございました。公文書で直接調査依頼ということではございませんけれども、協議会の会議の席上で議題となりまして、回答する様式が渡されまして、それにつきまして回答をしております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 調査の具体的理由はどうだったのか。そしてまた、それに対してどのような回答を行ったのかお聞きいたします。

小関勝助委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 理由といたしましては、先ほど言いましたように消費税の改正に基づきましての調査でございます。それに対しまして、市の方から3月4日付でございますけれども、公益法人等の把握状況の調査ということで事務

管理公社が対象の団体になるということで回答をしております。

なお、3月4日付の回答の資料といたしましては、事務管理公社の例規集並びに平成15年度の決算に係る資料を提出しております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 せんだって、税務課長にこの問題について若干お尋ねをいたしましたところ、これは税務調査ではないという返事であったんですが、その返事は今もそのように思っておられますか。

小関勝助委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 これは税務調査ではございません。消費税法の第63条で課税客体の調査ということで、官公庁への協力要請をすることができるという条文がございます。これに伴いまして資料の要請があったものでございまして、税務調査ではございません。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 税務調査を行うに当たっては、原則として調査対象者にあらかじめ調査日時やそれらを連絡すると。そして、対象者に急激な不安を与えたり、そういうふうなことをしないようにというふうなことで説明会でも話があり、またその後の対応もあったのではないかと。税務調査には任意調査、それから強制調査とあるんですね。この長井市の場合、事務管理公社の場合はこれは任意調査ではないかと。結局、多額、悪質な脱税容疑者に対して裁判官が発行する令状に基づく強制調査ではなくて、これは任意調査であると。税務調査における任意調査であるというふうに思いますが、そうすると、税務調査とは一体どういう法に基づいてどういうふうな形でやるんですか。

小関勝助委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 調査対象となりましたのは事務管理公社でございますので、3月4日の報告後、税務課の方には特に税務署より文書等の

通知はございませんけれども、今回の申告につきまして自主申告ということで過年度分にさかのぼりまして申告をし、それを受理したというふうに聞いております。このため、税務署の方では税務調査という位置づけで調査をしたのではないということで対応しているものというふうに考えております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 これは通常行われる税務調査、課税処分のための調査でありまして、このたびの場合は無申告による課税処分5年間分というふうな処分がなされておるわけでありまして、申告がされていないときに出される更正処分、国税通則法の第24条にこれが規定されておりますが、こういうものが税務調査でなくてどういう調査というふうに、ただのお尋ねなんていうふうなあいまいなことで税務署はこういうことをできないんです。しっかりした法的根拠に基づいてお尋ねをし、そしてまたいんな資料も徴取するということになるわけですが、そういった法的な根拠のもとに税務署はこのたびこの事務管理公社の内容について調査したというふうに思うんですが、そうでないんですか。

小関勝助委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 税務課を通じまして調査等というのはありませんので、そういったことではないというふうに考えております。あくまでも、先ほどから申し上げておりますが、事務管理公社が自主申告をするために公社の方から税務署の方へ相談をしまして、申告をさせていただいたというふうな考え方をしております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 しかし、実際に無申告になったんじゃないですか。平成7年から納めるべき消費税を納めないで無申告のままずっと今までできたと。これを税務署に指摘されたんじゃないですか。その点どうですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 事務管理公社の方といたしましては、税務署から税務課の方に照会がありまして、その報告に基づいて事務管理公社が課税事業者であるというふうなことになりまして、事務管理公社といたしましても税務署と協議させていただいたところですが、調査を受ける前に自主的に申告したものであるというふうな取り扱いでありまして、無申告加算税の割合については、税務調査後の申告に適用される15%ではなく5%に軽減されております。以上です。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 私は今回の調査は税務調査であったのか、そうでないとなれば何に基づいて税務署がこういった内容について長井市に調査に入ったのかということをお尋ねしたいんです。これは申告がなされていないときにお尋ねをする、そういう調査なんです。一般の業者なんかにも調査が入るわけですが、そうは一気に調査に入るわけではないです。いろいろなお尋ねをやったり、あるいは電話でのお伺いをしたり、さまざまなことをやって、そして調査客体的な迷惑にならないようにというふうなことでさまざまな手を使って税務署は調査に入るんです。しかし、なかなかそこは税務署ですから、これで泣かされた業者がたくさんあるんです。そういう甘いものではないんです、今回の調査は。私はそう思う。

今、税務課長からこのたびのこの調査に当たって税務署へ提出された資料、これについてその資料名をお聞きいたしました。もう一度事務管理公社の理事長である総務課長からお聞きをいたします。資料名、提出した資料。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 3月4日に税務署に提出いたしましたのは、公社の例規集、金銭出納簿、委託契約書、収支予算決算、これにつきましては平成15年度分でございます。以上について提

出しております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 そして、どういうふうな指導がその資料からなされたんですか。税務署が資料を見てどういう指導を事務管理公社あてになされたんですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 3月26日に税務署を総務課長と税務課長が訪問いたしました。市の方では課税事業者と認識していない旨を説明したところですが、税務署からは課税事業者であるということを通告されたということでございます。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 つまり、そのことによって結局結論として税務署の判断は、国税通則法の第70条第3項による無申告の場合の決定、法定申告期限からの5年間というふうな決定が下されたということになるんですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 その前に庁議でいろいろ相談申し上げておりますが、その後申告等につきましていろいろと税務署の方の指導をいただいております。ただいま委員からありました国税通則法の第70条によりまして申告をするようにというふうな指導をいただいたところでございます。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 総務課の説明資料によりますと、4月に長井税務署と申告方法等について協議ということの内容を今知ることができましたが、つまり年間課税売り上げが3,000万円を超えて課税事業者となった平成7年度以降から平成11年度までの5年間は、国税の徴収権は時効によって消滅すると。これは国税通則法の第72条にあるわけです。それで消滅するから、つまり国庫に収納することができないということになるというふうなことになったと思うんですが、この時効となるという説明は税務署の見

解だったんですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 税務署の指導でございます。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 総務課長にお尋ねいたしますが、消費税申告の方法について、県の関係部署の方から参考意見は聞かなかったんですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 県の関係部署というと……

(「税務関係」の声あり)

平 進介総務課長 特にお聞きしておりません。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 説明資料によりますと、5月に消費税申告書等を長井税務署へ提出というふうにあります。事前に担当する議会の総務・文教常任委員会委員長へ相談をなされたのか。あるいはまた、この委員会の意見を聴取したりするなどしないで庁議のみによって勝手にこのような重大な案件について判こを押して税務署へ書類を提出したのですか。どうですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 申告につきましては、庁議の上司の判断を仰ぎまして申告いたしまして、その後補正予算がありますから、この部分につきましては総務・文教常任委員会協議会の席でご説明申し上げたということでございます。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 消費税申告書に判こをこの時点で押したんですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 5月16日付で申告書を税務署に提出しております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 市長にお伺いいたします。

ただいまの件について、どのような判断を下して指示をなされたのか。5月16日に税務署へ

提出したということは、この税務署の指導を認めて、そしてこれを判こを押したんですよ。そのとおり払いますという判こを押したんです。そういうことの結論なんです。しかし、お聞きしますと、県のいわゆる関係の方から意見も聞かない、議会の総務・文教常任委員会の方々の意見も聞かない、そして結論のみきょう提出なされているというふうな、今の話ですとそういう答弁になるんですが、一体行政の長としてそういう責任、どのようにお考えですか。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ただいまのやりとりを聞いていただきましたように、ちょっとやっぱり見解が違出し、決めつけられていると思います。藤原委員。1月24日に法律も変わったので協力要請があったと。そこからいろいろとやりとりをして、税務署等についても穏やかに話をしているので、なるべくこういうふうにしていただいたら加算税についてとか、1年分についてとか、平成7年分についてとか、そういうことはまず言いませんよというようなところの話もあって、これはやっぱり5月までなるべく申告をしてほしいというような向こうのご要請があったから、それは庁議等で私はやっぱりそこを徹底抗戦したというふうにしたって、それはどこかの団体や政党さんはそうやられるかもしれませんが、そうやったってそれは市民の皆さんにプラスになることではないですから、これは穏やかにこの問題についてはそのとおり徹底抗戦ではなくて話し合いでいくしかないだろうと。その件については6月の議会になるので、総務・文教常任委員会協議会にお話しをして、委員長さんにもお話をされたとお聞きしますし、お話をして、皆さんにご理解をいただくように今までやってきたということです。そこは決めつけられると見解の相違と言いたくなってしまうんだな。ご理解をいただきたいと思います。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 私は何もけんか腰で言っているわけではないんです。聞いているんです。事実を聞いているんです、事実を。そして、それによって、結局は市民の税金がここに注ぎ込まれるというふうな結論になりますから、それをどのようにして、悪かったことは悪かったんですから、無申告ですから。それをどういふふうな形で税金を出さなくとも済むわけではないんですが、出したとしてもそれを市民の納得のいただけるような形で出すことができるかという、その手続についてお聞きしているんです。

問題は、消費税なんですね。消費税は社会保障のためとか、前にもこの場で何回か申したような感じがいたしますが、高齢化社会のためとか言われて導入されましたけれども、社会保障制度の状況はどうでしょうか。現実には、16年間の消費税収の148兆円、これは法人資産税の軽減分として145兆円が使われている。老年者控除をなくすとか、あるいは定率減税をなくすなどの冷たい行政の一方で、こういったことをやられている。こうした不公平な税制を正せば、消費税率を8%に引き上げて国の長期債務残高などという借金の返済あるいは景気回復のための減税予算に回す財源は十分にできるというふうに考えるんです。そして、実際に年金も老人保健も負担は多くなっている、導入されてから。制度発足のときから見れば、保険料も含め自己負担が高くなっている。消費税で福祉、医療は改善されません。サラリーマンの医療費が窓口3割負担になる、老人医療が定額から1割に上がる。政治はこのお年寄りや病人など弱い人に本来目を向けて、ある程度強い人が応能負担する、そういう社会をつくるのが政治だと考えるのであります。

政府は、平成19年度に消費税を8%あるいは10%に上げようとしております。そういう道を選ぶのではなくて、所得税率や法人税率をまずもとに戻す。そして、税金の使い道を大型の公

共事業偏重型から社会保障充実する道に変える。それまでは少なくとも消費税率は据え置くべきで、上げるべきではないというふうに考えるのであります。

昨年、長井の民主商工会という組織で行った営業と暮らし、健康実態調査によりますと、6割以上の業者の方々が消費税を身銭を切って負担している。しかも、売り上げが落ち、商売が厳しい人ほど消費税をいただけないと、こういう実態であります。しかも、16年度からは課税免税点が1,000万円に下げられ、業者団体や同窓会あるいは町内会などの親睦会、自治会など広範な団体が行う収益事業に対しても、法人税だけでなく消費税の課税対象とされる可能性があるというふうに心配をされているのであります。国民の暮らしにとって、極めて大きな矛盾を抱えた税制であり、この機会に大いに市民の方々にこの消費税について検討してもらおうというふうな必要があるのではないかというふうに私は考えます。

さて、このたびの事務管理公社への消費税の課税であります。

事務管理公社の理事長の総務課長にお伺いいたしますが、消費税は消費税法の第3条で、人格のない社団等は法人とみなして消費税法を適用するというふうにしております。人格のない社団は、社団法人と同様な実態を持つが、法人格を認められていない団体を指すわけであり、人格のない社団等は、消費税法上の事業者であり、消費税の納税義務者になるというわけであり、確かに人格のない社団等は、消費税法が言う事業者であります。しかし、事業者が直ちに納税義務者になるわけではないというふうに思うんです。そこを平成7年に勘違いされたのではないかというふうに私は考えたんですが、それはどうだかわかりません。しかし、事業者が直ちに納税義務者になるわけではないと思うんです。消費税法は、第5条で、事業者

は国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により消費税を納める義務があるというふうにしておりまして、資産の譲渡をしていなければ納税義務は発生しない。しからば、資産の譲渡とは何かと。第2条第1項第8号で、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸し付け並びに役務の提供ということでありま

す。
理事長にそこでお伺いいたしますが、ここで言う事業、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸し付け並びに役務の提供ということの事業というのは、どういうことを指すのか、税務署の見解はこの点でどのようなものだったのか、お聞きをいたします。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 事務管理公社といたしましても、税務署に課税事業者という認識がなかったということである確認させていただいております。今の藤原委員のご質問でありました、この市の業務の代行でありまして、事業でないというふうに申し上げたところですが、ここにつきましては対価を得てサービスを提供しており、実質的な請負、すなわち役務の提供に当たるというふうなご指導をいただいたところでございます。そのほかにも何点か課税事業者という認識がなかったというようなことであるいろいろお聞きしたところがありますが、そういった税務署の見解、指導でございました。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 税務署の方とこの点で話をするとき、総務課長は消費税法について読んでいったんですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 直接私は税務署の方とお会いしておりません。担当の事務管理公社の事務局、そして税務課の職員と二人で行っているところとご相談させていただいたということでございます。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 法律の専門家の意見をお聞きいたしますと、この消費税法では事業の定義をしていないというんです。事業とはどういうものかという定義をしていない。このように、法律構成上の理由から事業の定義規定を書く場合は、社会通念という一般社会の常識に事業というものを法解釈を補充させることにしてもいいということになっているそうでもあります。そうしますと、社会通念上、事業とは広辞苑にこう書かれているんです。事業とは、一定の目的と計画に基づいて経営する会社や個人事業などの経済活動のことを事業というんだと、広辞苑ではこのように言っているんです。事務管理公社は、事業、すなわち経済活動とは無縁ではないかと。納税義務者には当たらないのではないかと、このように考えますが、この点税務署はこうした内容についてどのような説明をなされたのか。あるいは、説明があったというふうに聞いたのか、総務課長にお聞きいたします。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 ただいまも申し上げましたが、市の方で申し上げました市の業務であって、市の業務の代行でありまして事業でないというふうな認識に対しては、対価を得てサービスを提供しているというふうなことでありまして、実質的な請負、すなわち役務の提供であると、これが事業であるというふうなことのようでございます。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 対価とは何ですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 市から委託料をいただいております。それを市の管理業務を代行して行っているわけですが、それが対価というふうに考えております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 それは考え方がそれに

沿って答弁した考え方であって、これは事業というのは経済的活動ということの対価ではないですか。私は、この問題は非常にここで税務署と話し合いをして、そして事務管理公社に消費税がかからないという結論が出れば、これは大した全国的な大きな反響を呼んだのではないかと。しかも、大した事業を長井市ではしているという評価をいただけたのではないかと。これを税務署の言いなりに「ああ、そうですか」と言って判こを押したと、これではやっぱり不勉強も極まれりですよ。だから、無申告などというそういう結果になるのではないかというふうに思うんです。

一つ例があるんです。昨年未の厚生労働省が一定の基準を満たす無認可保育所の利用に係る消費税、これをことし4月から非課税とする措置が決まったという新聞記事が12月末と1月の何日かでありましたが、これを読んだんです。非課税。無認可保育所の利用料、これは非課税であると。ですから、無認可保育所に子供をやっている方、あるいは経営しておられる方々は万歳してこれを歓迎したんです。そうでないと、無認可の保育所も、認可保育所は非課税ですから、本当にこれは大変なことなんです。この問題は、無認可保育所の社会的な役割と子供を預ける父母の間に課税の不公平が生じること、これをこういうことの訴えが実ったということでありまして、これが実って非課税となったと。やっぱりただ話し合いで「ああ、そうですか」と聞いただけでは非課税にはならないです。頑張ればよかったのではないかというふうに思うんです。いや、やんやんと言いつつではなくて、しっかりした勉強をやって、これで頑張れたのではないかと私は思うんです。

庁議をやられたということですが、この問題と事務管理公社との関係について、どのような話し合い、「仕方ないな」というふうになったのか、そこをひとつお聞きいたします。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 まず、消費税についての藤原委員のご発言については、私は同意できるところはあるんですよ。消費税について、特に私は年金等についてはもっとやっぱりちゃんと目的税にすべきだとかねての論ですから、いろんな面で議論はありますが、ただこちら平成3年からの間にどんどんふやしてしまって、3,000万円という、もともと3,000万円だったんですね、自営業者から消費税を取らないために。それをはるかに超えて7,800万円までなったということは、こちらのやっぱりある意味ではミスだったのではないかなと私は思うんです。全然責任なしとは、その当時の政策ミスについてですよ。

それから、やっぱりさっきの徹底的に冷静に頑張ればと言いますけれども、無認可保育所の利用料が非課税になったというのは、子育て支援で認可はもともと非課税ですから、それをやっぱり子育て支援を拡充しなければいけないという意味では私は大義名分があって、それはやっぱり国も認めざるを得なかったというふうに思うんですが、事務管理公社について言うと、先ほど申し上げましたように、二つしかなかったのが清掃業務と斎場、斎場はもう民間にしましたから。それをあつという間に第二の公務員化というか、せつかく民営化していたのも全部官の方に定時補助職員にして事務管理公社にしてというようなところもありますから、これは今改革すべき問題だと私は認識しているのであって、やっぱりこのことで全面的に争って、全国の例外になって風穴をあけてずっと広がるということには、私は今の政策の流れから見てならないのではないかと。

なお、総務課補佐等はもう法律のかなりの専門家ですから、相当詳しく僕もいろいろやりとりしたんですが、もちろん総務課長とも、しかしやっぱりここで、政党や団体が徹底抗戦なさ

るのはそれは結構ですよ。それはもう政治運動ですから。しかし、行政をあずかる者として、これを徹底抗戦すればまた延滞税がなにしてくると、こういうふうになって、後ろの方に広がっていきますから、ここはやっぱり改革をしながら、やむを得ない分もあるので指導に従っていくという選択をしたのであります。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 税務課長にお尋ねいたしますが、事務管理公社は昭和61年に設立されて、平成7年度には公民館業務が加わることによって、今市長から話が出ましたように受託総額が7,800万円というふうになって、この年度から年間売り上げ3,000万円を超える事業者が消費税の納税義務事業者となったのであると。事務管理公社も申告と納税の義務が課せられる事業者となったということではありますが、ところが長井市も、そして事務管理公社も、この内容を知らなかったんですね。消費税法案の名前も当時は知らなかった理由に入るのかなと思うんですが、消費税法案ではないんですね。消費税法とは使わないで、所得税法の一部を改正する法律案と、これでは消費税ではないと思うんですよ。多くの業者も消費税の話はあったんですが、これが消費税かということではわからなかったんです。消費税とは無関係をむしろ装ったのでないかというふうに思われるんです。あまり世論が沸騰しておりましたから。しかし、それは一般の中小業者の声なのであって、長井市民のとうとい税金を扱っている専門家がそういうことを言うべき弁解でないことは、これは当然なんだと。

そこで、なぜ当時の担当者がこの制度をミスをしたのか。この点をやはり聞いておかないとうまくないなと思うんです。この点はどうだったんですか。

小関勝助委員長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

小関勝助委員長 休憩前に復し午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、島田友市委員から早退させてほしい旨の届け出がありましたので、許可をいたしました。ご報告申し上げます。

それでは、質疑を続行いたします。

中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 それでは、お答えいたしません。

なお、事務管理公社の理事として税務課長は入っておりませんので、事務管理公社の会議等には一切出席はしておりません。なおかつ、時期的にも大分古い時期でございまして、資料等も税務課の方にはございませんので、法律上、法律に基づきまして当時どのような判断がなされたのかという私の考えを述べさせていただきたいと思います。

消費税法が施行になりましたのが平成元年4月1日からの事業に対しまして施行になっております。これに対しまして、事務管理公社が昭和61年に設立をされておりますので、設立当初はこうした消費税に関する考え方というのは一切なかったというふうな状況でございます。

その後、消費税法が施行になりました時点におきましても、契約金額が1,000万円に満たれておりませんので、当時の課税金額3,000万円以上というところにも該当しませんので、消費税法が施行になった時点でも納税についての議論というのはなされなかったのではないかとというふうな感じがいたしております。

その後、公民館の事業が一緒に受託になりました平成7年時点での考え方でございますけれども、今回の消費税の申告に当たりまして、

職員の福利厚生的な面を考えまして組織化をしたと。そうした意味合いの強い組織であるということ、課税にはならないのではないかとというふうな考え方を市の方から税務署の方に伝えて協議しておりますので、平成7年の時点においても同じような考え方に基きまして消費税の対象にはならないのではないかとというふうな考え方をしていたのではないかとというふうに思われます。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 それに対して、税務署の答弁はどうだったんですか。今、税務課長からせっかくご答弁いただきましたので、今の税務署に対してそのように申し上げたところまでわかったんですが、税務署の見解はこれこれこういうわけで対象になるということをお聞きしたわけでしょう。その点。

小関勝助委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 3月の下旬に事務管理公社の理事長並びにそれまで税務署から資料の提出依頼を受けておりました税務課長といたしまして、3月の下旬に税務署に行きまして、同様の話をしております。その際は、先ほど総務課長の答弁にありましたように、請負に当たるということで課税対象になるというふうな話を税務署からされております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 請負、業務を請け負う、これが消費税の課税対象になるというそのわけ。

時間もあと迫っておりますので、後でゆっくりお聞きすることにいたしまして、次の質問に入らなければ間に合いませんので。

それでは、今度は事務管理公社の理事長の総務課長にお伺いします。

平成7年4月からは受託費総額、いわゆる売り上げが3,000万円以上となったことと同時に、簡易課税制度というものが設けられたわけがあります。本則課税と簡易課税の二本立てのいず

れかを選択することができるとなったわけです。そうすると、売り上げ2億円以下の事業者は、業種ごとに定められたみなし仕入れ率を課税売り上げに掛けて、そして仕入れ税額を計算して差し引くことができると、こういう制度であるわけです。この制度については、本則課税と簡易課税のどちらかを選択することになるわけですが、庁議ではこの点についても全然話は出なかったわけですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 簡易課税制度については、これは16年4月から2億円から5,000万円になったというふうなことでございますが、このたびの事務管理公社の申告には当たらないというふうなことでございました。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 恐らく消費税課税業者区分についても認識がなかったわけですから、簡易課税制度についても同じだったのかなというふうに思います。しかし、もしも平成7年当時、これは平成7年からこれが採用されたんですから。平成7年当時この制度の届け出を税務署へきちんと行っていけば、消費税についても行い、これを簡易課税制度として扱ってもらおうというふうな届けを税務署に出していればどうなっていたか。数値。私は実際に計算が苦手なのですが、私なりに腕をふるってこれについて計算してみたんです。そうしたら、一体どうなるかと。つまり、正規に消費税を納税していれば、平成9年から平成15年度までの7年間で1,381万7,600円。7年間でですよ。1,381万7,600円。計算してみたら、平成9年度から平成15年度までの7年間でそれで済んでいたんです、この簡易課税制度を届けて。

ところが、当局の不勉強で無申告となった結果、簡易課税制度をこれを利用しなかったということから、この資料でもわかりますように、平成12年から15年までのここで言ういわゆる過

年度分、たったの4年間で消費税が1,492万3,400円払わなければならない。さらにそれに罰則として無申告加算税74万5,000円。さらに不勉強の結果、延滞税161万円、消費税合わせて15年度分まで合わせて1,727万8,400円を支払わなければならないというふうな結果になったんです。結局、7年間で1,381万7,600円、これで済んでいたものが、怠慢によって1,727万8,400円、346万800円、これが実損失となって市民の負担にならざるを得なくなったというふうなことになるのではないかと。これは大変な問題ですね。

市の専門家である当局者がこれで正規にしておらなかったのが346万円の税金を余計払わざるを得なくなる。一般の商店あるいは業者の方々はどうかといいますと、こういう場合は税務署は収入がなくとも消費税は優先して納めさせるというふうなことから、やはり店を畳んでしまうあるいは夜逃げ、こういう状態になってしまうんです。ところが、市では税金を市民からもらうというこの安易さがこういうふうな結果を生んでしまったのではないかと。思うんです。

しかも市の考え方では、いわゆる平成12年度以前のものは払うことがなくなる、無効になる、時効になってこれをチャラにしたというふうな考え方でおられるかもしれませんが、しかし実際は346万円の大きな負担がここにかぶさってきているんだとか。しかも7年間で、この計算したのは、市の計算はたったの4年間ですよ。こういうふうな結果を生んでいる。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、このたびの無申告による市の行政当局の業務の怠慢、あるいはまた法律にのっとって正常な業務を行って消費税の届け出事務を行ってさえいけば、平成12年度から4年間で1,728万円もの過年度分の税金を支出することなく、平成7年度からの9年間で先ほど来申し上げましたように346

万円も少なく消費税の納入をすることができたわけであります。とんでもない税金のむだ遣いであろうというふうに思います。こうした事態に対して、行政の長としても当然責任を求められるわけであろうと思いますが、市長はこれにどのような反省を持っておられるのか。また、どのような形で市民の皆さんに対しておわびをするつもりであり、責任をおとりになるお考えか。この場でしっかりした答弁を求めるものであります。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私は、一般質問のときに申し上げました。昭和61年当時は課税なんていうのは全然ならなかったんです。百歩譲ってこれに税金がかかるというふうに考えたら、恐らく平成3年からずっとこんなに大きく、3,000万円も超えて7,800万円になるようなあれはしなかったらと思うんです。責任というのは、原因をつくった方が一番負うべきでありますから、そのことについて言えば、3,000万円も超えて、まあしかし税金はかからないのだという判断をされて、7,800万円までされた方がまず責任は問われなければいけないのではないかとさえ私は思います。

しかし、私たちが知ったのは、平成15年の3,000万円から1,000万円までの法改正ですよ。これは国会で決めたことですから、我々が異議を唱えるわけにはいきません。しかし、これだってどんだん消費税は当初は例外をいっばいつくっておって、こういう小さい中小小工業者はいじめないんだとか何とかと言って3,000万円まで税金は取らなかったんですね。それがある日突然と言ったら悪いけれども、15年に1,000万円までおろして改正したと。そして16年度の4月からそれになるから、今度は今まで取っておらなかったところにも税務指導というふうにして入ってきたと。それでいろいろやり合ったけれども、これはやっぱり国会が法

律改正されました規則でこうなっています、通達でこうなっていますとやられれば、これは一自治体でなかなか異議を唱えたからそれで大したもんだ、頑張れなんていうわけにはいかないわけです。現実には、それを今2,200何万円です。これをきれいにしながら、この不正常的な状態を解決する、改革をする、そういうことが私に課せられた責任だろうと思っております。

なるほど、それは市の税務課等は、一般市民はなかなかわかりませんが、消費税の改正と言わないんだ。所得税法の改正と、こうして、そして余り数字的なものを言わなくて、それで細かいところで決めてきて、最後は通達で決めてと、こういう巧みというか、市町村の税務課だっから見逃しがちなような、こういうやり方、これはやっぱり堂々とやっていただかなければいけないというふうに思います。そして、指導等もそうだろうと思います。僕らはそのことについては意見はありますが、これからは場があれば申し上げるつもりですが、しかし、これからは恐らく1,000万円とまるのか、800万円になるのか、500万円になるのか、あるいは全部かけるなんていうことにならないとも限らない。こういったことについて、しっかりとこれからは消費税等については、特に今だんだんだんだん財政再建が小泉内閣でもある程度まで進んで、純減目標、純減してから言ってほしいんですが、長井のように、純減目標を出せば消費税を上げるなんていう話になっていますから、ここはやっぱりしっかりと注意するように、これは行政、特に主管たる税務課等にもこれからは申し上げていきたいというふうに思っているところであります。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 市長、それはちょっとないんじゃないですか。消費税課税の不勉強を棚上げにして、そして消費税の問題、消費税については市長自身は私の前の質問に対しては意

外と肯定的な、これが必要なんだというような肯定的な答弁だったんですよ。ところが、実際は消費税は大本のあれは新聞には出ますけれども、市長がおっしゃられるように、政省令でいるんなことが決まってしまうんです。だからわからないんです。この政省令の中に、今の問題が入っていったんです。そういうふうな不勉強をつまみ棚に上げて、そして責任はないだと。ましてや、平成7年なんて自分の管轄でないというふうなことをおっしゃいますけれども、やはり市長はこの責任の継続性といいますか、そういったものがあるんです。前のものはおれは知らない、おれは自分のところからだということでは、市政の継続性というのはいないですよ。責任だっ継続性をもって、今の時点でもまだやっと発見したんじゃないですか、消費税無申告であるというのを。だから、責任もあるんですよ、市長自身にも。ですから、一体これをどのように解決していくのかというふうなことでは、一つはこういうふうになった原因をやっぱりとことん追求することがどうしても必要であると。なぜこういう結果が生まれたのかということを追求する、そしてこういうことを二度と起こさないというふうなことは、せめても最低限の市長の責任ではないですか。そしてまた、市民はこのことをよくわからないんです。一体どうなっているんだろうと。消費税では皆頭に来ているんですから。市民の方々は、買い物をするたびに取られるんですよ。しかも、今度は表示されているんですから。ですから、これは市民の皆さんに対して、こういうわけで課税事業者になっていたんだというふうなちゃんとした、きちんとした説明をして、今回の予算がこうだったと、議会に諮った結果、賛成が得られなかったか得るかわからないんですが、こういうふうな結果であったというふうなことで、せめて市報にでもこの内容を知らせるのが必要なのではないかというふうに思うんですが、そ

の点はのでしょうか。最後に。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 率直に申し上げます。藤原委員は、消費税というのは悪税だからだめだ、だめだと言われた、最初の話は。一部分私は納得できるところはありますよと。当初のときなんか、出産についてだって消費税ですから。あれは最大の生産ではないか、何で消費だとかといろいろと議論になったわけですから。国民各層、けんけんがくがく。そういう消費税は悪法だ、だめだと言いながら、突然国税当局のように不勉強だ、あんたが責任とれと、こういうのはちょっとあれじゃないですかと私はちょっと思います。

(「そんなこと言ってない」の声あり)

目黒栄樹市長 それから、さっきから申し上げましたように、最後の結論は一緒ですよ。原因をつくったからこういうふうになったんですから、この原因を取り除くと、改革をしていくと。もともと長井方式で民間に委託しておったのを、何で定時補助職員に戻して公社職員に戻したんですかと。ここが間違いですから。これからどんどんスリム化をする、行財政改革を進めるという意味で言うと。そこを直すのが私の責任だというふうに申し上げているわけでありませう。

なお、この件につきまして、議会報でももちろんであります。いつか市報等でこの点について行財政改革の一環として今後こうするまでを含めて、やっぱり市報等に今までの経過、それから今国会でこういう課税がなされたということについて市民の皆さんに知っていただくような努力、あるいは座談会等でもそういうことをお話しをする、質問があればなお詳しく述べるといふ面では、これまでの経過についても私は説明責任を果たしていきたいというふうに思っているところであります。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 最後に、このたびのこ

の起こった事態の経験をもとにして、しっかりしたアンテナを張って、そして行政に大きな穴をあけることのないようお願いすると同時に、今回の予算に提案されている2,239万9,000円、これだけではないんだと。間違っただけによる、簡易課税制度のこの制度を選択していないために起こる大きな負担増、こういうこともあるのだということもしっかり踏まえていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

小関勝助委員長 次に、順位3番、議席番号7番、町田義昭委員。

7番 町田義昭委員 通告に従って質問をさせていただきます。

なお、小さな質問についての前後することもあるかと思っておりますので、その点についてはご容赦をお願いしたいと思います。

本会議からクールビズになって、雰囲気も大分違うなど、そんなふうにも思いながら今までであったわけでありませうけれども、このクールビズが日本一お似合いになるのが小池環境大臣でないかなと私は思います。そして、長井市で一番このクールビズが似合うのかが、おらほの目黒市長ではないかなというふうにちまたでは言っております。私は必ずしもそうだとは思っておりませうけれども。しかしながら、クールビズというのはお金のかかるファッションだなど、そんなふうにも思ひまして、目黒市長も4着目であるなど。あさってで5着目のファッションを期待したいと、そんなふうにも考えておるわけでございます。経済的に大変な私にはなかなかまねのできないことだなど、そんなふうにも思っております。

最初に、心身障害者地域福祉対策促進事業と、題名の長い事業なんでありませうけれども、私も正直申し上げましてこの事業につきましては無知でありました。しかしながら、こうした事業を関連した人の話をたまたま聞いたことにより